

## 重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団慈誠会 介護老人保健施設 浮間舟渡園
- ・開設年月日 平成23年4月1日
- ・所在地 東京都板橋区舟渡1丁目17番1号
- ・電話番号 03-5994-5510
- ・ファックス番号 03-5994-5516
- ・管理者名 森 弥生
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1351980014号)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護や機能訓練等と、日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、また、1日も早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、安心して退所していただけるように、療養環境の調整など退所時の支援も行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設浮間舟渡園方針]

- ・利用者、保証人に当施設の目的を十分に理解して頂けるように努めます。
- ・利用者の人格を尊重した処遇に努めます。
- ・利用者の残存能力の維持向上につながる処遇に努めます。
- ・職員は、施設の目的、方針を理解し自己研鑽と相互協力に努めます。
- ・地域から信頼される施設となるよう努めます。

#### (3) 施設の職員体制

職種	常勤換算後の人員
施設管理者(医師と兼務)	1人
医師	1.93人以上
薬剤師	0.7人以上
看護職員	33人以上
介護職員	33人以上
支援相談員	2人以上
理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士	1.93人以上
管理栄養士	1人以上
栄養士	1人以上
介護支援専門員	2人以上
事務職員、調理員等	14人以上

#### (4) 入所定員等

- ・定員 193名
- ・療養室 2人室89室 3人室5室

## 2. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時～

昼食 12時～

夕食 18時～

(3) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護（退所時の支援も行います）

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(7) 相談援助サービス

(8) 理美容サービス

(9) 行政手続代行

(10) その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 利用料金

ご利用料金を別紙2に示します。介護保険の給付にかかる自己負担分（介護保健施設サービス費と加算料金）と保険給付対象外の費用を利用料としてお支払いいただきます。

毎月1日から月末までの利用料の合計額の請求書及び明細書を翌月10日前後にまでに提示します。利用者及び引受人・保証人は、連帯して当施設に対し、当該合計額を翌月の月末までに支払うものとします。なお、お支払いの方法は原則として口座自動振替です。（翌月27日にご指定の口座より引落しさせていただきます。）入金確認ができましたらその際に領収証を発行いたします。

## 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

### ・協力医療機関

名 称 医療法人社団慈誠会 浮間舟渡病院

住 所 板橋区舟渡1丁目17番1号

### ・協力歯科医療機関

(1) 名 称 松本歯科医院

住 所 板橋区常盤台3-29-3

(2) 名 称 デンタルサポート株式会社（大塚デンタルオフィス）

住 所 豊島区北大塚1-11-15

## 5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

(1) 防火管理者には事務長を充てます。

(2) 火元責任者には施設職員を充てます。

- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) 主な防災設備は下記の通りです。  
自動通報装置、消火栓、補助散水栓、スプリンクラー、消火器、誘導灯、避難用すべり台

#### 6. 苦情申し立てとその処理について

利用者及び家族から、当施設の提供する介護保健施設サービスに対してのご要望等については、支援相談員を窓口としてその受付を行い、そのニーズに沿うよう改善に努めるものとします。施設に対しての苦情・ご要望は、大小に関わらず、その内容に真剣に対応していきます。

受付窓口 支援相談員 電話番号 03-5994-5510

また、当施設1階に意見箱を設置し、書面によるご要望、苦情などに関する事柄を受け付けております。書式は問いませんので、備え付けの用紙やその他の用紙に記載の上、意見箱をご活用下さい。意見箱は、責任者により管理されております。

#### \* 当園以外の公的機関の苦情・相談窓口

##### ・板橋区相談窓口

(1) 名称 板橋区介護保険苦情相談室

住所 板橋区板橋2丁目66番1号 板橋区役所 北館2階

電話番号 03-3579-2079 FAX番号 03-3579-3402

(2) 名称 板橋区保健福祉オンブズマン

住所 板橋区栄町36番1号 板橋区立グリーンホール3階

電話番号 03-3579-2890 FAX番号 03-3579-2891

##### ・東京都国民健康保険団体連合会

名称 介護保険部相談指導課相談窓口

住所 千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11階

担当窓口 介護保険部相談指導課相談窓口担当（10階）

電話番号 03-6238-0177

## 7. 施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00～20:00 (年末年始・日曜・祝日も同様) 来訪者は、サービスステーションにある面会簿に記載して下さい。
外出・外泊	必ず事前にサービスステーションに外出泊申請書を提出下さい。 外出中(外出泊許可証に記載された外出時間)に起きた事故に関しては、当施設は責任を負いかねます。
居室設備・備品	施設内の設備や備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	禁煙とします。
飲酒	禁止とします。
退所事由	利用者(利用者との面会のために当施設へ来訪する者も含む)が、当施設の規則、当施設及び当施設の職員の指示・要請等に従わない行為。 当該行為の結果、当施設が対応困難と判断した場合は、退所いただくことがあります。
所持品の管理	私物には全て名前を記載下さい。原則、ご本人管理とします。
現金等の管理	当施設ではお預かりできません。原則はご遠慮願います。売店等がありませんので、お小遣い(千円)程度でご本人管理となります。
動物飼育	施設内へのペットの同行および飼育は禁止します。
お支払い方法	口座自動振替でのお支払いとなります。 月末日の1回請求となります。 退所の場合は、退所当日に窓口にてお支払いとなります。
病院受診等	病院受診等の外出の際は、ご家族同伴でお願いします。病院受診の際は必ずご連絡下さい。夜間又は緊急時は当施設により対応します。
飲食の持込み	原則、禁止します。食中毒防止や食生活の管理のためご協力下さい。
貴重品等	盗難や紛失の恐れがありますので、持ち込みはご遠慮下さい。また、刃物・火気類の危険物の持ち込みは禁止とします。

## 8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び家族の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 9. 事故発生時および緊急時の対応

不測の事態として発生した事故に対しては、入所者様の安全確保、応急処置を行い、速やかに所属長、医師に連絡して指示を受けます。所属長は関係部署への連絡ならびに施設長に状況報告をします。更に、区市町村および入所者様の家族への連絡と説明を行います。

緊急時には、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。さらに利用者の家族へ連絡を行います。

## 10. その他施設の運営に関する重要事項

### (1) 勤務体制の確保等

- ① 入所者に対し、適切な指定介護医療施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めます。
- ② 従業者の資質向上のために、研修機会を確保します。

### (2) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- ① 居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介すること

の代償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

- ② 居宅介護支援事業者またはその従業者から、退所者様を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しません。

#### 1.1. 処方薬の変更について

入所者には当施設医師の処方による薬剤を服薬していただきますが、入所前に処方されていた薬剤と変わる場合があります。

以上